

第21回大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会 議事録

1 日 時 令和元年7月11日(木) 午後1時～午後1時45分

2 場 所 南港市場 福利厚生棟2階 会議室

3 出席者

(委員) 加藤会長、入江委員、本間委員、坂東委員、阪本委員、櫻本委員、大林委員、池田委員、種田委員

(以上9名)

(大阪市) 田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、渡辺経営改善担当部長兼南港市場長、西田総務担当課長、小野企画担当課長、菅原将来戦略プラン担当課長、伊奈衛生管理担当課長、辻本食肉衛生検査所長

(以上8名)

4 議 題

○業務条例改正について

○その他

5 議事録

(司会)

皆様、定刻が参りましたので、ただいまから、第21回大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会を開催いたします。

委員の皆様方には、公私何かとご多用のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会をつとめます、中央卸売市場担当係長の岡田でございます。どうぞよろしくお願い申しあげます。

本日は、省エネルギー行動の推進のため「エコスタイル」の軽装とさせていただきますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

本運営協議会は、卸売市場法第13条に基づき、大阪市中央卸売市場業務条例第64条で設置し、市場の業務の運営及び施設の整備等に関する事項や業務条例の変更に関する事項について調査審議を頂くことになっております。

現在の委員は、お配りしています名簿のとおり12名で構成しており、現時点で9名、半数以上の御出席を頂いておりますので、業務条例南港市場施行規則第78条に基づき成立いたしておりますことをご報告申しあげます。

また、本運営協議会は、本市の「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づき、会議は公開にて行うこととなっており、会議録等については、ホームページなどにより公開することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様には、受付でお渡ししました、傍聴要領に従い、円滑な協議会の運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

本日お配りしております資料は、「次第」、「委員名簿」、「配席図」、「資料 大阪中央卸売市場業務条例改正の方向性」並びに「参考 ヒアリングの主な意見」となっております。

なお、新たに委員にご就任いただきました方におかれましては、名簿の右端に一重の丸印をつけさせていただいております。

それでは、本日ご出席の委員の皆様を、私の方からお名前のみご紹介させていただきます。

まず、本運営協議会会長の加藤会長です。

続きまして、名簿順にご紹介させていただきます。

入江 委員です。

本間 委員です。

坂東 委員です。

阪本 委員です。

櫻本 委員です。

大林 委員です。

池田 委員です。

種田 委員です。

なお、竹下委員、上田委員、杉本委員、におかれましては、御都合により、欠席となっております。本市側の出席者につきましては、お手元の配席図に記載させて頂いておりますので、個々の紹介につきましては、省略させていただきます。

本市を代表いたしまして中央卸売市場長の田端よりごあいさつを申し上げます。

(田端市場長)

皆さん、こんにちは。紹介いただきました中央卸売市場長、田端でございます。

本日は、南港市場の運営協議会、大変お忙しい中ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

ご案内のとおり、通算で第21回、今回の議題でございます、市場法の改正に関しては3回目、そして令和になって初めての運営協議会でございます、よろしくお願いいたします。

また皆様方には、平素から南港市場の円滑な運営にご理解、ご協力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

特に、先月の末の G20大阪サミット、これは史上最大規模でございましたけれど、警備や規制も史上最大規模でございました。

南港市場におかれましては、前もって荷受から解体、せりに至るまでの調整をいただきまして、準備を備えていただきました。

おかげをもちましてサミットは滞りなく閉幕に至ることができました。

皆様に格段のご理解、ご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

また市長の方からも皆様方にメッセージを出させていただいておりますのでご紹介いたします。

「皆様には交通規制等により多大なご不便をおかけしましたが、マイカー自粛、電車利用、業務用車両の運行調整などへのご協力により大きな混乱もなく無事開催できたことを心よりお礼を申し上げます。今回、サミットを通じて食、文化、技術力など大阪・関西の魅力を十分に世界に発信できたと思います。この成功を一過性のものに終わらせることなく、2025年大阪関西万博や MICE（マイス）誘致などにつなげ、大阪経済のさらなる発展、国際都市大阪としての発展を図ってまいりたいと考えております。」ということでございます。本当にありがとうございました。

今日のこの運営協議会、来年6月から施行されます市場法の改正に伴う条例の改正等についてご協議いただきたいと思っております。

我々といたしましては、条例改正の方向性、特に法に定めが無くなった「その他の取引ルール」を中心にご説明をさせていただき、引き続き9月にもう一度、運営協議会を開催していただいて、条例の全体像を見ていただいて、ご意見をいただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

限られた時間ではございますけれど、本日の会議、有意義な会議としていただきますことをお願ひ申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

(司会)

これより、業務条例南港市場施行規則第77条に基づきまして、議事の進行を加藤会長にお願いいたします。加藤会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

(加藤会長)

それでは司会進行を務めさせていただきます、加藤です。

進行にご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

本日の議題は、「業務条例改正について」で、「大阪市中央卸売市場業務条例改正の方向性」についてご議論いただきたいと思ひます。

それでは、早速、事務局からですね、説明をお願いしたいと思ひます。

(中野部長)

大阪市中央卸売市場企画運営担当部長、中野でございます。

私の方から資料に沿って説明させていただきたいと思ひます。座らせていただきます。

まずは議案の「業務条例改正について」について、資料に沿いましてご説明させていただきますが、まずはですね、昨年6月に抜本的に卸売市場法の改正が行われましたけれども、野菜ですとか魚、果実といったものとは違いまして、南港市場におきましては、牛や豚が生体で搬入されまして、市場内で、この市場内でと畜解体がなされまして、その枝肉をせりを中心に卸売をするという、この流通のしくみというふうになっておりますので、今回の市場法の改正によりまして、この南港市場での取引が大きく変わるということはないものというふうを考えているところでございます。

で、それを踏まえましてご説明の方を資料に沿いまして説明させていただきたいと思っておりますので、まず資料「大阪市中央卸売市場業務条例改正の方向性」という資料をご覧になっていただきたいと思います。

まず1つ目、「経過」についてでございます。

昨年9月25日に開催いたしました運営協議会におきまして、平成30年6月に公布されました改正卸売市場法の概要及び運営協議会の今後の進め方についてご説明をさせていただき、平成30年10月から11月にかけて、専門委員とともにですね、取引参加者の皆様へのヒアリングを実施させていただきました。

平成31年1月22日開催の前の運営協議会では、そのヒアリングの結果と本市の今後の検討の視点・方向性について説明させていただき、以降、市場の活性化、市民の利益を視点といたしまして業務条例改正の方向性について検討を進めてまいりました。

この経過を踏まえまして、本日の運営協議会におきまして、法で定めがなくなった「その他の取引ルールを中心とした条例改正の方向性を提示させていただきます。

2ページの方をご覧いただきたいと思います。

「その他の取引ルール」についてでございます。

(1)「その他の取引ルール」の検討の視点等でございますが、①法改正の背景でございます。

これにつきましては、国が示しております法改正の背景を記載させていただいております。

前回の運営協議会でもご説明させていただきましたので、ご説明の方は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、②本市の検討の視点でございます。

市場の活性化や市民の利益を柱として視点をお示しておりますが、こちらにつきましても、前回の運営協議会でご説明をさせていただきましたのでご説明の方は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、3ページ、③「その他の取引ルールを条例等で定める場合の要件等」についてでございます。

法改正で、今回の法改正で定めが無くなりました第三者販売の禁止、商物一致の原則ですとか、いわゆる「その他の取引ルール」を特別な理由があつて条例で定めようとする場合、改正法に定める要件・手続きといたしましては、「共通の取引ルールに反しないこと」、「取引参加者の意見を聴いて定められていること」、「定められた理由が公表されていること」となっております。

また、その下の四角囲みですが、農林水産大臣が定めました「卸売市場に関する基本方針」、これにおきましては、取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表するなどにより今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促すなどの活性化事例が示された上で、このような観点からルール設定を行うこととされております。

4ページをご覧ください。

(2)「その他の取引ルール」についての本市の方向性でございます。

そこに記載させていただいてますように、本市市場が、将来にわたって市民等消費者に生鮮食料品等を安定的に供給するという目的を果たし、市民の満足度を高めていくためには、多様化する食品流通構造の中で、市場取引の優位性を確保し、市場を活性化していく必要がございます。

そのために、今回は卸・仲卸業者の取引の自由度を高め、集荷力・販売力を強化するとともに、豊富な品揃えなど消費者ニーズへの的確な対応などにより市場の活性化をめざすこととしております。

このようなことから、改正法に定めがなくなっております第三者販売、商物分離、直荷引き等の「その他の取引ルール」につきましては条例では定めない方向性で考えております。

引き続きまして、5ページの方をご覧ください。

改正法施行後の「3公正な取引環境の確保」についてでございます。

まず1つめの「法で定める共通の取引ルール」でございますが、国が定めます「卸売市場に関する基本方針」におきまして、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、資料に記載の①～⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待されると定められております。

そのため、次の「業務条例に卸売市場の公共性等を明記」といたしまして、業務条例に卸売市場の果たすべき役割、機能などの公共性等を明記する中で、卸売業者、仲卸業者などの役割などを規定することを考えております。

6ページの方をご覧ください。

「法律に定めがなくなった業務の方法」についてでございます。

改正法におきまして定めがなくなりました業務許可、せりの参加につきましては、取引の秩序維持のため、一定のルールを定めるという方向性を考えております。

具体的には、(1)の業務許可につきましては、卸売業者、仲卸業者、売買参加者の参入に制限を課しまして、参入要件につきましてはそれぞれの現行の基準を基本とすることとしております。

次に(2)せりの参加についてでございますが、引き続きせり参加者につきましては、仲卸業者・売買参加者に限定することとしております。

7ページの方をご覧いただきたいと思っております。

5「大阪市中央卸売市場業務条例改正に向けて引き続き検討を行うもの(例)」でございます。

業務条例の改正に向けまして、今後引き続き検討を行っていくものを例示させていただいております。

「卸売業者の公表事項」では、取引条件の公表内容といたしまして、営業日・営業時間、委託手数料・奨励金の交付基準等がございます。

また、予定数量ですとか、取引結果などもございます。

それ以外にも「決済の方法」、「売買取引の方法」、さらに「開設者への報告事項」といたしまして、予定数量ですとか、取引結果等がございます。

関係の皆様のご意見もお聴きしながら、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、6 今後のスケジュールでございますが、次回の運営協議会を9月頃に開催いたしまして、条例改正案についてご審議いただきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

(加藤会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今、法改正に伴ってですね、法の定めがなくなりました「その他の取引ルール」を中心に市の条例改正の方向性についてご説明いただきました。

委員の皆様からご質問、ご意見を頂戴いたしたいと思っております。

よろしくお願いたします。

(大林委員)

ただ今、説明、聴いている中で、今年の1月、ほんで今回、法改正というのはですね、直接あんまりこう認識ないですけどね、今、説明の中で言われていることは、要するに国の考え方は、もう地方自治体、独自でいいようにやりなさいちゅうことがひとつの根源なんだと思うんですね。

事前説明の中でも言わせてもらったんやけど、これから取引ルールがどんどん変わっていつけるわけね、中央市場というのは全国に10ヶ所あるんやけど、もう国はそれにはタッチしないで、どういうんかな、現実には撤退もあるんだけど、地場産業のために地方のセンターと畜にどんどん代わっているわけね。

だから今問われるのは、法改正云々もそうやけど、市場のあり方から考えていかなあかん時期に来ているんだと思うんですよ。

ますますこの中規模農家は衰退していつて、これから大規模しか残らないと、ますますこの市場を経由することがなくなってくる状況に表れているわけです。

その中で市民の食生活を維持していくのはなかなか難しい問題があるので、これから先は地方自治体ごとにそれぞれで条例を決めなさいと、これは遡って考えたら手数料の問題から始まっておるんやけど、あれも自由に今、一時は3.5%やったかな、それに固定されながらやっていたけど、もう自由にやりなさいと、それ以外の法律も法改正ももう農林水産大臣の許認可じゃなしに、地方は地方でやりなさいということになっていることを考えるとね、我々考えなあかんのは法改正の中よりか一番大事ななんは市場をどうして臨んでいくかということを考えていかなあかん時期にきていると思うんですよ。

ますますこれから衰退していくじゃないかな、それはね、まあどっちかいうときにいると思います、違う意味での考え方変えていかんとこれからダメになるんじゃないかなと思います。

以上。

(加藤会長)

はい、ありがとうございました。

事務局、今のご意見にお答えください。

(中野部長)

今、大林委員の方からご意見頂戴しましたけれども、確かにですね、食肉市場を含めまして今回、中央卸売市場の市場法改正につきまして、国は関与を非常に小さくしてきたというのが我々も感じている正直なところでございます。

基本的には地方自治体で、取引も含めて、市場にあったやり方でやってくださいというのが国の方針でございます、それは大林委員、仰るとおりでございます。

特に南港市場におきましては、食肉を扱っている全国で10個の卸売市場のひとつで、西日本でも拠点市場だというふうに我々が感じておりますし、西日本の建値市場でもあるというふうに我々も自負をしているところでございます。

確かに、生体の搬入、牛、豚ともにですね、右肩下がりということの状況はございます。

仰るように小規模農家が減ってきている、いわゆる大規模化していつているということも、いろいろな統計で表れている数字でございます。

ただし、そういった中でもですね、私ども南港市場、やっぱり市民に安全安心な食肉を安定的に供給する、そういった仕組み、そういった役割というのは非常に重要だというふうに考えております。

で、そのために近い将来、HACCPの義務化もございますけれども、やはり衛生水準を上げて、やっぱり市民に信頼される、消費者の方々に信頼される市場を作っていく必要があるというふうに考えております。

そのため、南港市場の将来戦略プランというものを平成27年に策定させていただきまして、それに基づきまして、開設者それから業界が一体となってその増嵩といいますか、集荷の増に向けて力を入れていつているところでございますし、また老朽化しました、老朽化してきました設備、南港市場の設備につきましても、大規模改修を行っていかうということを今検討して、進めさせていただいているところでございます。

そういったことによりましてですね、なんとか頭数のほうも増やしていきたいというふうに考えておりますので、卸売市場法も改正になりまして国の関与が無くなったとはいえ、引き続き大阪市としてもしっかりとこの南港市場を支えながら安定的な食肉供給の機能というのを、この南港市場で引き続き維持していきたいというふうに考えておりますとところでございますので、引き続き皆様のご理解、ご協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます、よろしくお願ひいたします。

(大林委員)

今の説明でようやく分かりましたけど、今問われているのは、大阪市、開設者がどういう立場にあるのか、考え方によってはね、中野さんみたいに比較的長くここでやっておられる、そういう専門的な知識を持った方がね、こういう部署にずっと、やはり誰か一人おってほしいわけですよ、2年経ったらくるくる代わってくわけやね、そうやなしにもうちょっとノウハウを持った人がおってね、これから先の大阪市の市場流通、どうあるべきか指導してもらえただけのね、ノウハウを持った人におってほしい、そうじゃなかったら前に進むあれがない、確約がされないわけ、だからおたくみたいにちょっと立場でね、物事を筋道たててくれたら、これからどういていこうとか、やっぱり業者も三位一体となってやっていかんと南港市場ダメになりますよ。

そこだけは重々お願いしたいところであります。

(加藤会長)

はい、ありがとうございました。

行政に対する期待が非常に大きいということでございます。

その他、ご意見ございませんでしょうか。

(阪本委員)

ひとつですけれども、5番の卸売業者の報告事項ですね、この中の予定数量の公表なんですけれども、これは牛、南港市場においては牛、豚の全数量と思います、これ基準あるんですかね。

ということは、例えば翌月の予定数量を前月のいつまでに公表せなあかんのか、というような基準はあるんですか。

(中野部長)

いついつまでにどれだけのものを公表しないといけないという基準につきましては、必ずしも法で定められているということではございません。

で、これは卸売事業者が公表するということでございましてですね、その基準とかにつきましても卸売業者がある程度判断できるということでございますけれども、当然いろいろな皆様、私ども開設者も含めてですね、卸売業者とも話をしていきながら、そういった中で今後の基準というのを定めていけるものというふうに考えております。

(阪本委員)

公表ということは、どういう場所、例えば場所も、大阪市も公表する場所に公表するというわけですか。

(中野部長)

今回の法律ではですね、卸売業者が公表しなければならないというふうになっております、で、市もその結果につきまして、公表しなければならないことになってまして、卸業者、それから市ともに公表しなければならないとなっております、で、その公表のやり方につきましては、国とはインターネットなどということで、広く周知するようにということで、国は方法を示しております。

(阪本委員)

現状ですね、現状、私ども南港市場の買参、いわゆる買受者の団体が荷受会社に対して、翌月の牛、豚の予定頭数を早く入手したい、買受人の組合員に対して情報を発信したいということですが、大体翌月の分の情報をいただけるのが、前月のほぼ月末、まあ27日前後、もうきわきわなんです。

我々、そういう予定頭数という場合、そういうような情報ちゅうのは非常に大事なもので、できれば前月の中頃までにはいただけたらないつも思っておりましたね、いつもお願いはしているんです。

だけどもあ、そちらはそちらのいろんな相手があることですから、出荷者、生産者のおることですからね、非常に難しい点があるかもしれませんが、あくまでやはり買受人にとってはその情報っていうのは非常に大事なんで、正確な予定数というのは難しいと思いますけども、あくまで予定は予定ですので、アバウトな予定であってもある程度やっぱりいただきたいなとずっと思っている、日々思っているんですよ。

で、今度のこの市場法改正の中で予定数量の公表とありましたので、これは例えば大阪市の南港市場のホームページとか、荷受会社のホームページとかで確認とかいうようなことやと思いますけどね、やはり我々身近なところにおりますので、できるだけ早くその情報はほしいんですよ。

そういうようなことで、今後ともお願いしたいとは思っておりますけども、だからこの公表の基準ちゅうのははっきりちょっと分かりませんので、作っていただいたらどうかと思います。

(中野部長)

あの、引き続き検討を行うものということでございまして、当然この卸売業者の公表事項、これにつきましてでも法で定められているものとそれ以外のもの、じゃあどう公表していくのか、ていうことがやっぱりこれ、卸業者さんを主体に考えていただかないといけない部分があると思います。

で、言っではりますように、翌月の取引の部分をついつ公表してもらえんのかということについては、やはり卸さんの、先程阪本理事長も仰っておられましたように、当然産地との調整もあるでしょうし、その分で予定が決まらない部分ですとか、直前にならないと分からない部分ですとか、そういったこともあるかと思えますんで、そこをいつの段階でじゃあ発表するのかというのは、やっぱり卸さんが主体となって考えていかないといけない部分があるかと思えます。

その辺につきましても、ある程度じゃあいつぐらいに公表できるのかといったことについては、引き続きこれは検討していかないといけない部分かなと思っております。

で、すみません、1点だけ訂正させていただきたいと思えます。

卸売の公表事項の予定数量の公表事項につきまして、全体的にこれで、この数量を公表しないとあかん部分については、あくまでも翌日、その日の取引、割と青果、水産ですとか、そういったもので

したら早朝にやりますけども、その日の予定数量を事前に公表する、南港市場におきましては、当然その日にせりをするものについて予定数量を公表するというのは、これはこれでどうしてもやらないといけない部分であります。

で、それ以外の例えば来月の予定数量等につきましては、先程ご説明させていただきましたように、これから卸さんとも相談していくことが必要かと存じます。

(阪本委員)

この問題については、非常に難しいとは思いますが、こういう中に出ておりますので、今後とも開設者である大阪市がその辺の調整をお願いしたいなと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

(加藤会長)

他にご意見ございますか。

(坂東委員)

すみません、ちょっとだけ確認させてもうてもいいですか。

今、部長も仰るように南港市場はと畜解体、これがあるから市場法改正しても現状と何も変わらない、という説明を受けたんですけど、その認識でよろしいのでしょうか。

(中野部長)

基本的にですね、この法律によりまして、一番今回大きく変わりましたのが、許認可の件ですとか、あるいはその取引ルールで第三者販売の禁止がなくなったりとか、商物一致の原則がなくなったり、あるいは直荷引きができるようになったりとか、そういったようなものを中心に今回法改正がなされたっていうことでございます。

で、それにつきましては、南港市場、特に食肉を扱ってまして、南港市場にと畜場を併設しているところにつきましては、生体搬入をして、と畜をするというところがベースでございますので、それをせりにかけて卸売をするというところについては基本的には変わらないだろうというふうに思っております。

ただしですね、これが例えば50年後、100年後にですね、もしかしたら生体のと畜というのが変わっていくということがあるかもしれません、そうなってききましたら、当然その時には取引の流通の形態が変わってきているということでございますので、その時に応じた取引の仕方というのが必要になってくるというふうに思っておりますので、それは時代時代に応じて変わっていくべきものであるというふうに考えておるところであります。

ただ、この市場法改正、来年6月に変わりますけど、変わってすぐにまったく変わっていくということはないというふうに私どもは考えているところでございます。

(加藤会長)

他にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

今回の法改正は、卸売市場一般につきまして、従来、第三者販売、商物一致、直荷引きについて原則的には禁止をしていたわけですが、これを自由な取引にすることによって市場を活性化させる、これは基本的には国の方針だとは思いますが、市も基本的にはそれを受けて、できるだけ自由な取引を促進することによって卸売市場の活性化を図りたい、経由率をできるだけ高めるような方向性にもっていきたいという基本的な考え方があると思います。それを受けて市場はどうしたらいいのか、委員の皆さんからは議論しないといけないという意見をいただいたというふうに思います。

せっかく専門家の入江委員がお越しですので、その点ちょっと一言ご意見を頂戴したいと思えます。

(入江委員)

市場法の改正については先程自由化するとのことで、実際に、生産分野もいろいろと大きく変わっています。先程ご意見があったように、生産者は確実に大規模化が進んでいるのですが、一方で高品質かも進めていかないといけない。

国の方も、方針として大規模化ということだけじゃなくて、やっぱり地元にも密着した中小の農家も支援するという形になってきていて、実際にそういったところが非常に品質の良い豚肉とかを作っておりますし、これは大阪市場の特徴でもあると思います。

そういった意味で、市場となると、特に大阪市場は東京市場と並ぶ二大市場のひとつですので、せりは数は少ないのですが、そのせりの価格が全国の畜産物の相対取引価格の参考にされますので、非常に大きなウエイトを持っています。そのため、ここの相場が下がってしまうと、全国の畜産農家が非常に厳しい状況に陥るといぐらい、影響力があります。

東京市場と比べますと、東京市場の方はかなり元気があります。

残念ながらちょっと今、大阪市場は元気が無いというのが私の印象です。

この前、京都市場に行ってきました。京都市場は、今、建替えが終わって、ひとつ特徴的なのは、豚肉をそこでも見たんですけども、良いものが高く買われているということです。

霜降りの豚肉が特に高く買われていて、我々、豚肉の脂肪交雑基準、PMSという食肉格付協会と一緒に作って作ったものが、カットした枝肉に適用されていて、目でもサシを確認することができました。霜降り豚肉は、実際に京都の老舗の料亭とかレストラン、そういったところが高く買っていて、京都文化として観光策にも寄与していました。

もちろん、牛肉についても、観光産業にも大きく寄与しているということです。

そういった意味で、この大阪市場についても、施設が新しくなるということで様々な改善が期待はできるんですが、ハードの部分、これが新しくなってもですね、それをどう運用するかというソフトの面が変わっていかないと、やはり効果はなかなかでないと思います。実際に多くの市場でHACCPも導入されていますので、うまく活用できれば、大阪市場も衛生面では大きく変わると思えます。

働いている人たちも、今までと違ったやり方をしないといけないという意識になると思えますし、一方で、先程言いました高品質化も非常に重要なテーマです。今、和牛の輸出がどんどん進んでいて、

相場が高くなり過ぎている感はありますが、関西はやはり牛肉文化であるのにちょっと市場の方に元気が無いなという感じがいたします。

それと豚肉については、これはもう本当に特徴的なんですけども、大阪市場では霜降りの豚肉が高く販売されている。

東京ではTOKYO-X等いくつかあるんですが、そこまで重視されていないと思います。霜降り豚肉は、この大阪市場だけではなくて、関西で重視されていて、今後はそういった特徴をしっかりと活かしていただきたいと思います。これは、いわゆるソフトウェアの運営面であり、卸売と仲卸、買参など、皆さんが一体となって、お互いにいい荷を集めて儲けるんだという戦略を練っていただければ、私は十分に大阪市場が発展する余地があるというふうに思っております。

むしろ発展しないと、日本の畜産自身が、先程言いましたように、厳しい状況にもおかれると思います。今後、そういったところにしっかりと考えていただければ、大阪は発展するなど期待しているところでございます。

以上です。

(加藤会長)

ありがとうございました。

法改正に伴いまして、自由な取引、これが可能になると、そういう環境の中で、卸売市場をさらに進歩といいますか、発展させていこうとすると、そのステークホルダーというか、中にいらっしゃる方々の創意工夫がますます求められていくのだと改めて思いました。

法改正につきましては、他にご意見はございませんでしょうか。

よろしですか、ありがとうございます。

特に無いようですので、次にその他について、事務局から何かございますでしょうか。

(小野課長)

特に事務局からはその他の方はございません。

(加藤会長)

わかりました。

他にご意見はよろしいですか。

特にないようですので、これで本日予定しておりました議題については終了ということにさせていただきます。

お忙しいところ、ご審議ありがとうございました。

(司会)

ご審議ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

お忙しい中ご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

【終了】